

# 主な議案

9月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。

## 平成28年度決算

### ◇一般会計

前年度に比べて、歳入が13億7,104万円、歳出が9,245万円の減額となりました。

(単位:千円、%)

	平成28年度決算額A	平成27年度決算額B	増減額A-B	増減率
歳入 ①	284,437,438	285,808,473	△1,371,035	△0.5
歳出 ②	279,011,646	279,104,100	△92,453	△0.03
差引 ③=①-②	5,425,791	6,704,373	△1,278,582	△19.1
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	2,031,003	2,497,016	△466,013	△18.7
実質収支 ③-④	3,394,788	4,207,357	△812,568	△19.3

※表中の金額は千円未満を切り捨てているため、差引等が一致しない場合がある。

### ◇公営企業会計

各公営企業会計の決算額は、下表のとおりです。

(単位:千円)

	病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計
経常収益	12,253,172	9,914,926	21,497,616
経常費用	12,219,174	8,230,985	19,632,724
経常損益	33,998	1,683,941	1,864,892
①のうち一般会計補助金	1,860,000	-	-
実質損益	△1,826,001	1,684,135	1,869,421

## 平成29年度補正予算

### ○平成29年度静岡市一般会計補正予算(第2号)(第3号)

今回の補正予算は、中山間地振興として、清水区両河内地区の住民との協働による自主運行バスの実施に要する経費などのほか、働き方改革として、官民一体となってプレミアムフライデーを推進するためのイベントや情報発信に要する経費、安心・安全に要する経費や衆議院議員総選挙等に要する経費などの増額を計上しました。

この結果、補正予算の総額は22億8,544万円の増額となりました。この補正額を加えた累計予算額は3,151億3,047万円です。

## 駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション

### ○静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の制定について

駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション(※)の設置及び管理について、必要な事項を定めるため本条例を制定するものです。

※シャワー、ロッカー、交流スペース等を備えたランニング拠点施設。

## 三保羽衣児童館の設置

### ○静岡市児童館条例の一部改正について

三保羽衣児童館の設置に伴い、所要の改正をするものです。

# 提出された意見書

意見書とは、地方自治法の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事柄について国会や関係行政庁に提出する文書です。

本市議会でも可決された意見書は国会や関係行政庁に提出されます。

今定例会で可決された意見書は次のとおりです。

## 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書

道路は継続的な地域経済の成長や市民の安全安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守る命綱として機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤である。

静岡市では清水港への港湾アクセスや高速道路へのインターチェンジアクセス等の整備により、物流生産性の向上を図る一方、幹線道路の整備により交通の分散化を図ることで慢性的に発生している渋滞の解消を図る等の道路環境の改善に努めている。また、市域の約80%を占める山間地においては国の支援をいただきながら中山間地域の道路整備が着実に進んでいる状況であるが、いまだ脆弱な箇所がありさらなる道路整備が必要となっている。

しかしながら「道路事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、道路財特法)の規定による補助率等のかさ上げ措置(10年間)は平成29年度末が期限であり、かさ上げ予算がそのまま自治体の負担となることから道路整備のおくれが懸念される。

地方創生に全力で取り組んでいる本市においては、暮らしの基盤である道路整備に対する国からの支援は不可欠であり、政府及び各関係省庁においては、道路整備の重要性をさらに深く認識され、次の事項について特段の御配慮をされるよう強く要望する。

## 大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書

近年、平成23年東日本大震災や平成27年関東・東北豪雨、平成28年熊本地震などの大規模災害が頻発し、各地に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しい。

静岡市においては、かねてより東海地震や南海トラフ地震といった巨大地震の発生の危険性が指摘されており、防災・減災の実現に向け、防災訓練や避難訓練などを継続的に行い、自助・共助ともに積極的な予防対策に努めている。

しかしながら、現行の災害対応法制では、大規模災害発生時における救助事務の実施主体は都道府県知事であり、事務処理の特例として事務の一部について

委任を受けることによるのみ、市町村長が処理することができる制度であるため、迅速、柔軟な救助の実施が難しい。

想定を超える災害が頻発する今日、現行の災害対応法制を早急に見直し、政令指定都市が災害救助等の事務・権限をみずから包括的に担い、その能力を十分に発揮できる自立的かつ機動的な体制を確立することが求められている。

よって、国においては、制定後半世紀以上が経過している災害救助法や災害対策基本法に基づく大規模災害時の法制度を抜本的に見直し、政令指定都市が持つ能力を十分に発揮できる制度を新たに構築すべく、国の主導において、指定都市を災害救助の主体とする法改正を行うことを強く要望する。

## 一級河川安倍川及び藁科川の河床上昇対策の促進を求める意見書

安倍川は、その源を静岡県静岡市と山梨県南巨摩郡早川町の県境に位置する大谷嶺(標高2,000メートル)に発し、山間部を流れ中河内川、足久保川等の支川をあわせながら南流し、藁科川をあわせて静岡市街地を貫流し駿河湾に注ぐ、幹川流路延長51キロメートル、流域面積567平方キロメートルの一級河川である。

安倍川、藁科川の扇状地は河川水に加え地下水が豊富であり、登呂遺跡に代表される弥生時代から現在に至るまで、地域の生活用水や農業・工業用水等に利用され市民生活や経済活動を支えてきた。

このような中で、河川管理者である国においては、流域住民を災害から守るため、これまでも堤防整備や堤防強化、河道掘削、緊急用河川敷道路の整備等を順次実施され、流域住民の安全確保に多大な貢献がなされている。

しかしながら、例年、梅雨時や台風による降雨により、日本三大崩れの一つである大谷崩れを初めとする流域内の崩壊地から多量の土砂等が流入し、下流域となる市街地の安倍川に堆積しており、河床高が高水敷高程度まで上昇するなど、洪水の流下の支障となるとともに、高水敷や堤防が深掘れするなどの被害が頻発に発生し、流下能力及び堤防の安全度が著しく低下している状況である。

よって、国においては、本市流域部の地域住民の生命・財産の防護、安心安全な市民生活が継続できるよう、さらなる河道掘削の実施等による河床上昇対策を促進されるよう強く要望する。

否決された意見書は次のとおりです。

・国民健康保険に関する意見書

意見書の全文は、市議会ホームページの「会議の審議結果(市長・議員提出議案)」からご覧いただけます。